

## 議事要旨(2) IASBディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」へのコメント対応

冒頭、小賀坂副委員長より、IASBディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（以下「概念DP」という。）の検討状況の概略について説明がなされた。続いて、紙谷ディレクター及び板橋ディレクターより、説明資料[審議事項(2)-1]、[審議事項(2)-2]及び[審議事項(2)-3]に基づき、概念DPの第5章「持分の定義及び負債と資本性金融商品の区分」、第6章「測定」及び第8章「包括利益計算書における表示—純損益とその他の包括利益」の質問に対する回答の方向性について説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

### 第6章「測定」

- ある委員より、資産の事後測定に関する概念 DP の質問 12 への回答の方向性について、概念 DP で提案されている測定基礎を決定する際の判断に、財政状態を表す観点と財務業績を表す観点を追加するとともに、将来キャッシュ・フローに寄与する方法に「条件に従った回収のために保有する、又は売却する」という区分を追加している意図を確認したい、という発言がなされた。
  - これに対して事務局からは、DP では、資産を保有、売却、回収などに場合分けして議論しているが、実際には、複数にまたがる場合もあるため、当該区分を追加している、という回答がなされた。
- ある委員より、戦略的投資を含む有価証券は「使用する」又は「売却する」のどちらに分類されるのか、という発言がなされた。
  - これに対して事務局からは、トレーディング目的の株式については、「売却する」に分類されるが、戦略的投資株式をどう分類するかについては引き続き検討していきたい、という回答がなされた。

### 第8章「包括利益計算書における表示—純損益とその他の包括利益」

- ある委員より、概念 DP の質問 19 への回答の方向性について、財政状態計算書において純損益を構成要素とすることや、収益及び費用が構成要素として定義されている中でその他の包括利益（OCI）を構成要素とすることについて違和感があり、どのような理由で提案しているのか、という発言がなされた。
  - これに対して事務局からは、概念 DP で述べられているビルディング・ブロックという考え方からは純損益及び OCI を構成要素とする理由を導き出せないが、財政状態を表す観点から資産・負債・持分を構成要素とし、財務業績を表す観点から純損益を構成要素とするとともに、構成要素間の連携の観点から包括利益及び OCI も構成要素とすべきとしている、という回答がなされた。
- ある委員より、財務業績を表す観点からは純損益が最も広く使われている指標であり、当該観点から最も目的適的な測定基礎を選択する際の判断や、概念 DP で提案されているリサイクリングに関するアプローチ 2B に準拠してリサイクリングが目的適合性の

ある情報を提供するかどうかを判断する際の拠り所とするためにも、純損益を定義する必要があり、という発言がなされた。

- ある委員より、現行の概念フレームワークの OB4 項に記述されている「企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたか」という観点からは包括利益だけでは不十分であり、OB16 項に記述されている「企業が自らの経済的資源を利用して生み出した」という観点からは、企業が能動的に獲得した成果と受動的に獲得した成果を区別して報告することが重要であり、これらの点から純損益を構成要素として定義することが必要である、という発言がなされた。また、現行の概念フレームワークでは、持分について資産と負債の差額として定義されているが十分ではなく、純損益についても定義した上で性質の説明を行う必要がある、という発言がなされた。
- ある委員より、戦略的投資株式の会計処理について、株価の変動を OCI に計上しつつ、それを売却した際、当該売却損益が反映された純損益が、企業の財務業績を適切に表示しているとは必ずしも思わないとの発言がなされた。
  - ▶ これに対し事務局からは、次のような回答がなされた。
    - ・ 戦略的投資株式に関する売却益を純損益に含めることは、将来キャッシュ・フローの予測にとってノイズとなるのではないかという指摘があることは承知しているが、企業の事業活動のすべてを含んだ純損益が、投資家による企業の将来キャッシュ・フローの予測に資すると考えておりリサイクリングを主張している。
- ある委員より、概念 DP の質問 21 に関して、「ミスマッチのある再測定」及び「一時的な再測定」とされている項目は「橋渡し項目」の一種と考えられないか、という発言がなされた。
- ある委員より、IFRS 第 9 号「金融商品」の FV-OCI 区分についても考慮し、戦略投資株に関する主張については慎重に検討していく必要がある、という発言がなされた。

#### 第 5 章「持分の定義及び負債と資本性金融商品の区分」

- ある委員より、回答の方向性で示されているように、負債を残余として経済的資源の引渡義務のある負債とその他の負債の 2 つに区分した際、経済的資源の引渡義務がある負債の一部について公正価値で評価する場合がある一方で、なぜその他の負債について測定の見直しを行わないことを提案するのか、見直しを行わない場合、最残余の請求権が過大に表示されることになるのではないか、という発言がなされた。
- ある委員より、負債と資本の区分は、負債資本比率等を通じて、財務分析に広く使われているが、負債を残余とするアプローチのように性格が異なるものを負債として表示することは情報価値を高めることにつながらないと考えられ、このため、負債と持分の間に中間区分を設けるアプローチに絞って提案した方が良いのではないか、という発言がなされた。

以上